

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 8 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第57号

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（建築の規模の引下げ） 第14条 略 2 前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物の建築に対する令第11条から第23条まで（令第14条第1項第1号（<u>学校に適用する場合に限る。</u>）及び第2号並びに令第18条第2項第2号（建築物の主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第5号を除く。）に定める基準及び第16条から第23条まで（第17条第2項第2号及び第3項第3号並びに第19条第1号並びに第2号イ及びウを除く。）に定める基準の適用に当たっては、法第14条第3項の条例で定める特別特定建築物の建築の規模は、同表の右欄に定める面積とする。</p>	<p>（建築の規模の引下げ） 第14条 略 2 前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物の建築に対する令第11条から第23条まで（令第14条第1項第1号及び第2号並びに令第18条第2項第2号（建築物の主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第5号を除く。）に定める基準及び第16条から第23条まで（第17条第2項第2号及び第3項第3号並びに第19条第1号並びに第2号イ及びウを除く。）に定める基準の適用に当たっては、法第14条第3項の条例で定める特別特定建築物の建築の規模は、同表の右欄に定める面積とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。